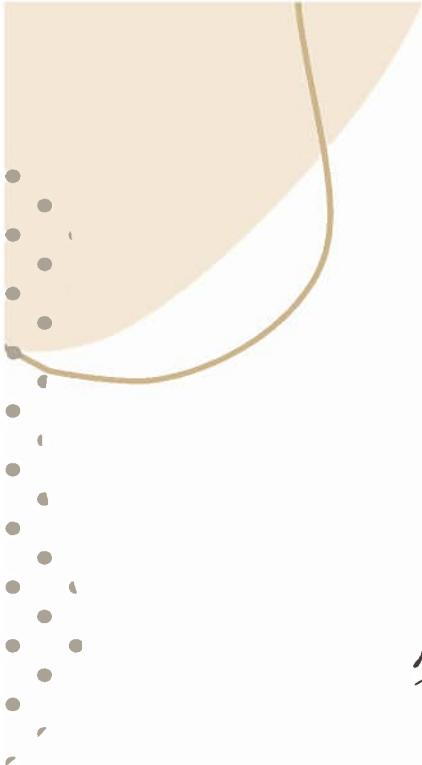
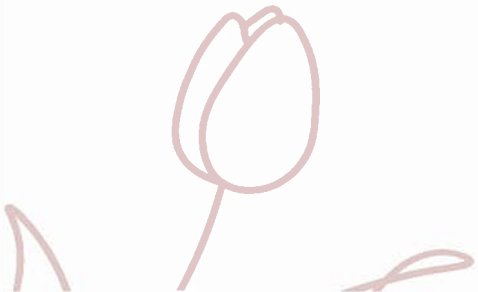




必要な手続き案内

おくやみハンドブック

芦屋市



も く じ

ご遺族の方へ.....	2
市役所でのお手続きの流れについて	3
市役所へお持ちいただくもの	4
委任状と相続人(市役所での手続きができる方、できない方).....	6
死亡に関連して生じる手続き(市役所で行う手続き).....	8
制度のごあんない	15
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）.....	16
相続手続き：金融機関での相続手続きの例	19
芦屋市役所窓口のごあんない.....	21
必要書類のごあんない	22

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

今後、相続のほか年金や保険などさまざまなお手続きに活用いただくために、このハンドブックを作成しました。

市へ申請・届出いただく書類や窓口のご案内に加え、市役所以外での手続きについても掲載しております。これから必要となる手続きの参考にしていただければ幸いです。

芦屋市長 高島 峻輔

発行：芦屋市（2023年11月作成）

編集／制作：芦屋市窓口改革ワーキングチーム

（事務局：DX行革推進課 0797-38-2172）

市役所でのお手続きの流れについて

お葬式を終えて落ち着かれてから、おおむね2週間を目安に各手続きをお願いします。

- まずは、4・5 ページで基本的な持ち物をご確認ください。
- 8～15 ページの市役所での各種手続きで、亡くなられた方に該当するものについてご確認ください。
- 芦屋市で手続きが必要なものについて、ご来庁いただき、手続きをお願いします。

詳細な持ち物については 22 ページ以降に掲載しておりますが、ご不明なことがあれば各窓口にお気軽にご相談ください。

また、来庁が難しい場合は郵送で対応できる場合もありますので、あわせてお問合せください。

※芦屋市以外での手続きの詳細については、それぞれの機関・企業などの問い合わせ窓口にご確認ください。

市役所へお持ちいただくもの

ご遺族の方の持ち物

□ 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など計2点

写真付きのもの	写真付きでないもの
マイナンバーカード、運転免許証 運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降に 交付されたものに限り)、 住民基本台帳カード(顔写真有り)、 パスポート、在留カード、特別永住者証明書、 身体障害者手帳、療育手帳 等	健康保険証、介護保険証 生活保護受給者証明書(発行後 3 か月以内)、 住民基本台帳カード(顔写真無し)、 国民年金手帳、国民年金証書、預金通帳、 キャッシュカード、クレジットカード 診察券(氏名等が印字されているもの) 等のうち 2 点

□ 預貯金通帳、銀行届出印（相続人代表、喪主、年金請求者）

※亡くなられた方が、保険料を払い過ぎていた場合、還付金として相続人代表者の
口座へお返しします

※亡くなられた方の固定資産税等の口座引き落としを希望される場合、相続人の
銀行届出印も必要です

□ 年金に関する手続きをされる方のマイナンバーカードまたは 個人番号通知カードがあればお持ちください

□ 委任状

相続人や年金請求者が来庁できない場合、7 ページの委任状が必要です

より詳細な必要書類は 22 ページ以降に記載しています

印鑑登録証明書

銀行、固定資産等の相続手続きで、相続人の
印鑑登録証明書が必要な場合、芦屋市在
住の方の印鑑登録証明書の発行には、【印鑑
登録カード】が必要です



亡くなられた方のもの

- ☐ 国民健康保険被保険者証(お持ちの場合、各種認定証)

※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証をお持ちください

- ☐ 後期高齢者医療被保険者証(お持ちの場合、各種認定証)

- ☐ 介護保険被保険者証(お持ちの場合、負担割合証、負担限度額認定証)

- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

- ☐ 福祉医療費受給者証(障がい者医療費受給者証、高齢障がい者医療費受給者証、高齢期移行受給者証等、乳幼児等医療費受給者証、こども医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証)

- ☐ 高齢者バス運賃割引証

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの

【年金証書】

【年金振込通知書】または【基礎年金番号通知書(旧・年金手帳)】

※亡くなられた方の配偶者をご健在の場合、配偶者の分も一緒にお持ちください

※年金手帳には、基礎年金番号が記載されていない場合があるためご注意ください

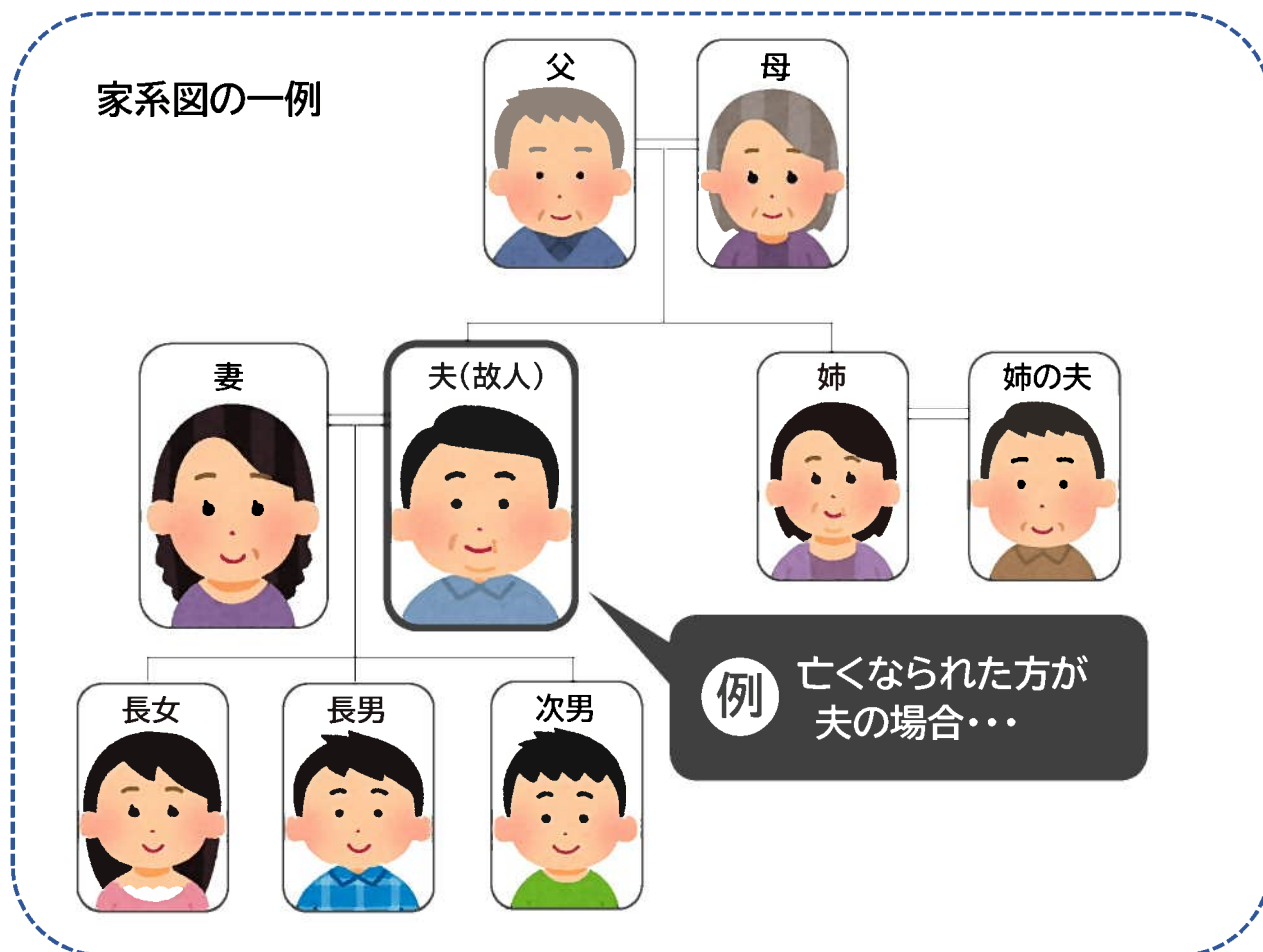
遺言書、公正証書遺言

本来、相続権のない方が遺言書によって相続人になった場合は、検認済みの遺言書、公正証書遺言の原本を必ずお持ちください

相続人代表とは？

所有権や相続割合等に関わらず、あくまでも市の手続きのために、法定相続人を代表して書類や還付金、納付書等を受け取る人のことです
代表人が受け取った書類、還付金を他のご遺族へ渡していただくのは自由です

委任状と相続人（市役所での手続きができる方、できない方）



Q. 市役所の手続きは誰でもできるの？

A. 相続人となる方が直接来庁してください

相続人の方が来庁できない場合、7ページの委任状が必要となります

相続人になる人の順番

配偶者・子がいる場合

第一順位

配偶者と子



（例）妻と子

子・孫がない場合

第二順位

配偶者と故人の父母



（例）妻と夫の父母

故人の父母がいない場合

第三順位

配偶者と故人の兄弟姉妹



（例）妻と夫の姉

委任状

(宛先)芦屋市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

※必ず自署をお願いします。

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日

連絡先電話番号

—

—

(亡くなられた方のお名前)

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

委任事項(委任する事項の□に✓を付してください)

- ☐ 世帯変更届に関する手続き(来庁者が同一世帯員の場合は不要です。)
- ☐ 戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)等の交付申請手続きを委任したいことがある場合、以下の必要事項を記入してください。(その他欄は具体的に記入してください。)

【必要な証明書】

- ☐ 戸籍(除籍)謄本・抄本 通
- ☐ 改製原戸籍謄本・抄本 通
- ☐ 住民票(除票) 通
- ☐ その他() 通

【必要なかたの氏名】

【利用手続】

- ☐ 相続
- ☐ その他()

- ☐ 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当、障がい福祉、福祉医療、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)に関する手続き
- ☐ その他、課税証明書等の交付申請手続きを委任したいことがある場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

死亡に関連して生じる手続き（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
住民票等	亡くなられた方が 世帯主	世帯主変更届 ※手続きが必要でない場合もあります	市民課住民登録係 北館 1 階 4 番窓口 電話:0797-38-2119 FAX:0797-38-2156
	印鑑登録を されている方	必要な手続きはありません (印鑑登録証は破棄してください)	
マイナンバー	マイナンバーカード または 住民基本台帳カードを お持ちの方	左記カードの返還(任意) ※生命保険の請求等で亡くなられた方のマイナンバー提示を求められる場合があります	市民課マイナンバー担当 北館 1 階 6 番窓口 電話:0797-38-2070 FAX:0797-38-2156
年金	障害基礎年金・遺族基礎年金を受給 または 国民年金1号被保険者(*)以外の年金加入期間がない方	・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給権者死亡届 ・障害基礎年金・遺族基礎年金の未支給年金の請求 ・国民年金死亡一時金または寡婦年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ※どの手続きに該当するかは、事前にお電話いただくか、来庁時に調査し、担当窓口で必要書類をご説明します	市民課国民年金担当 北館 1 階 7 番窓口 電話:0797-38-2036 FAX:0797-38-2075
	厚生年金、老齢基礎年金を受給 または 国民年金1号被保険者以外の被保険者期間がある方	日本年金機構または西宮年金事務所へ直接お問い合わせください	ねんきんダイヤル (日本年金機構) 電話:0570-05-1165 西宮年金事務所 電話:0798-33-2944
	共済年金を受給されている方	各共済組合へ直接お問い合わせください	
	企業年金を受給されている方	各企業年金基金等または企業年金連合会(年金相談室)へ直接お問い合わせください	企業年金連合会 (年金相談室) 電話:0570-02-2666
	恩給を受給されている方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください	総務省恩給相談窓口 電話:03-5273-1400

*国民年金1号被保険者とは、自営業者、農業や漁業従事者、学生で、国民年金の保険料を自分で直接納める方

死亡に関連して生じる手続き（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
高齢者	高齢者証明書 または 高齢者バス運賃割引証 をお持ちの方	高齢者証明書の返還 高齢者バス運賃割引証の返還	高齢介護課高齢福祉係 南館 1 階 21 番窓口 電話:0797-38-2044 FAX:0797-38-2060
介護	65歳以上の方 または 介護認定を 受けている方	介護保険被保険者証等の返還 相続人代表届出 介護保険料の精算 →必要な書類等は P23 へ	高齢介護課管理係 南館 1 階 22 番窓口 電話:0797-38-2046 FAX:0797-38-2060
健康保険	国民健康保険に 加入されている方	保険証及び各種認定証の返還 世帯主変更(該当の方) 相続人代表の届出(該当の方) 葬祭費支給申請(該当の方) →必要な書類等は P22 へ	保険課保険係 南館 1 階 10 番窓口 電話:0797-38-2035 FAX:0797-38-2158
	後期高齢者医療保険 に加入されている方	保険証及び各種認定証の返還 相続人代表の届出(該当の方) 葬祭費支給申請(該当の方) →必要な書類等は P22 へ	保険課後期高齢者医療係 南館 1 階 12 番窓口 電話:0797-38-2037 FAX:0797-38-2158

死亡に関連して生じる手続き（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
医療	福祉医療費受給者証 （高齢期移行、乳幼児等、 こども、（高齢）障がい者、 母子家庭等） をお持ちの方	福祉医療費受給者証の返還 福祉医療費助成金受領申立（該当の方） →必要な書類等は P23 へ	地域福祉課福祉医療係 南館 1 階 14 番窓口 電話:0797-38-2076 FAX:0797-38-2160
障がい	各手帳 （身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳） をお持ちの方	手帳の返還	障がい福祉課 南館 1 階 15 番窓口 電話:0797-38-2043 FAX:0797-38-2160
	自立支援医療 受給者証 をお持ちの方	受給者証の返還	
	障がい福祉サービス、 移動支援・日中一時支援 サービスの受給者証 をお持ちの方	受給者証の返還	
	特別障害者手当、 障害児福祉手当、 特別児童扶養手当 を受給されている方	手当の資格喪失届	NHK 阪神営業センター 電話:078-252-5050
	NHK 受信料の免除 を受けている方	NHK 受信料の名義変更・解約について NHK へご連絡ください	
	ETC 利用者 有料道路障害者割引 を受けている方	障害者割引の登録削除 有料道路 ETC 割引登録係へご連絡ください	有料道路 ETC 割引登録係 045-477-1233

死亡に関連して生じる手続き（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
子ども	児童手当 支給対象の児童の方	受給事由消滅	こども政策課 南館 1 階 17 番窓口 電話:0797- 38-2045 FAX:0797-38-2190
	児童手当 を受給されている方	未支払手当請求 認定請求 等	
	児童扶養手当 支給対象の児童の方	→必要な書類等は P24 へ	
	児童扶養手当 を受給されている方	※手続きの詳細や必要なものは、個別の状況に応じて担当課にてご説明します	
	乳幼児等・こども医療費助成 を受給されている方	福祉医療費受給者証の返還	地域福祉課福祉医療係 南館 1 階 14 番窓口 電話:0797-38-2076 FAX:0797-38-2160
	乳幼児等・こども医療費助成 を受給されている方 の保護者の方	世帯員の変更 振込口座の変更	
	母子家庭等医療費助成 を受給されている方	福祉医療費受給者証の返還 福祉医療費助成金受領申立(該当の方) →必要な書類等は P23 へ	
	保育所・認定こども園 入所児童の保護者の 方	保育所等の手続き 教育・保育給付認定変更申請 振込口座の変更 ※認可外保育施設を利用されている場合は、 市役所での手続きは不要です。直接園にお尋ねください。	ほいく課 南館 1 階 16 番窓口 電話:0797-38-2128 FAX:0797-38-2190
	市立幼稚園入園児の 保護者の方	幼稚園の手続き 振込口座の変更 ※私立幼稚園の利用されている場合は、 市役所での手続きは不要です。直接園にお尋ねください。	教育委員会管理課学事係 北館 4 階 40 番窓口 電話:0797-38-2085 FAX:0797-38-2166
	放課後児童クラブ 利用者	放課後児童クラブ届出内容の変更	教育委員会青少年育成課 北館 4 階 46 番窓口 電話:0797-38-2110 FAX:0797-38-2124
	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	教育委員会管理課学事係 北館 4 階 40 番窓口 電話:0797-38-2085 FAX:0797-38-2166

死亡に関連して生じる手続き（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
税	市・県民税が課税されている方	市税の相続人代表者の届出 →必要な書類等は P25 へ	課税課管理係 北館 2 階 30 番窓口 電話:0797-38-2015 FAX:0797-25-1037
	市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）をお持ちの方		
	原動機付自転車等（芦屋市ナンバー）の車両を所有されている方	相続人代表者の届出 名義変更または廃車 →必要な書類等は P25 へ ※軽自動車等の廃車・名義変更は以下の場所でお手続きしてください 軽二輪等:神戸運輸監理部兵庫陸運部 軽自動車等:軽自動車検査協会兵庫事務所	
	市税の口座振替をご利用されている方	納税に関する手続き（振替口座の変更等） 【振替口座を変更する場合に必要なもの】 ・預貯金通帳等 ・銀行口座届出印	

死亡に関連して生じる手続き（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
市 営 住 宅	ひとり暮らしの名義人が亡くなった場合	【手続きできる方】 相続人 【手続き】 市営住宅等返還手続き →必要な書類等は P25 へ	芦屋市住宅管理センター 東館 1 階 電話:0797-38-2026 FAX:0797-38-2028
	名義人が亡くなり同居者がいる場合	【手続きできる方】 同居人 【手続き】 市営住宅等返還手続きまたは承継手続き →必要な書類等は P25 へ	
	同居人が亡くなった場合	【手続きできる方】 名義人 【手続き】 市営住宅等同居者異動届出手続き →必要な書類等は P25 へ	
上 下 水 道	水道使用者(名義人)が亡くなり引き続き同居する家族等が水道を利用する場合	水道使用者の名義変更 振替口座の変更(該当の方)	上下水道部お客様センター 東館 1 階 電話:0797-38-2082 FAX:0797-38-2027
	水道使用者(名義人)が亡くなった後水道を使用しない場合	水道の閉栓手続き	
	下水道使用料の減免を受けている方	【同じ世帯に他にも減免対象者がいる場合】 下水道使用料・減免申請書 【同じ世帯に減免対象者がいない場合】 下水道使用料・減免申請書(変更届) ※減免対象者の確認については、担当課へお問い合わせください	下水道課 東館 1 階下水道課窓口 電話:0797-38-2064 FAX:0797-38-7307

死亡に関連して生じる手続き（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
駐 車	兵庫ゆずりあい 駐車場利用証を お持ちの方	兵庫ゆずりあい駐車場利用証の返却	地域福祉課管理係 南館 1 階 13 番窓口 電話:0797-38-2153 FAX:0797-38-2160
墓 地	芦屋市霊園の 一般墓地、合葬式墓地 を使用されている方	使用者の承継届 →必要な書類等は P25 へ ※亡くなられた方との続柄により必要書類が異 なりますので、担当課へお問い合わせください	環境課霊園・火葬場係 芦屋市霊園事務所 (朝日ヶ丘町 15-7) 電話:0797-38-3105 FAX:0797-38-3106
犬	犬を所有 されている方	所有者変更手続き	環境課管理係 北館 3 階 電話:0797-38-2050 FAX:0797-38-2162
ご み	亡くなられた方の ごみの処理を される方 (持込み含む)		環境施設課 環境処理センター (浜風町 31-1) 電話:0797-32-5391 FAX:0797-22-1599
森 林・ 農 地	森林の土地の所有者 届出	【必要なもの】 ・森林の土地の所有者届出書 ・土地の位置を示す地図 ・登記事項証明書	地域経済振興課 管理係 北館 3 階 電話:0797-38-2033 FAX:0797-38-2176
	農地の所有者届出	【必要なもの】 ・農地の相続等の届出書 ・登記事項証明書	

制度のごあんない

対象者	手続き概要	受付窓口
18歳未満の 児童がいる方 (満18歳に達する日 以降の3月31日 までの間の児童) ※なお、母子家庭等 医療費助成について は20歳まで対象と なる場合があります	【児童扶養手当】 父又は母が死亡し、今後児童を養育 していく父又は母が、認定請求できる 場合があります ※障がいのある児童の場合、対象年齢が20歳 未満まで引き上げられることがあります	こども政策課 南館1階17番窓口 電話:0797-38-2045 FAX:0797-38-2190
	【母子家庭等医療費助成】 一人親家庭等に対して医療費の助成が あります	地域福祉課福祉医療係 南館1階14番窓口 電話:0797-38-2076 FAX:0797-38-2160
公立小中学校に 在学する児童生徒 がいる方	【就学援助】 経済的な理由によりお子さんを 公立小中学校へ就学させることにお困りの ご家庭に対して、学校で必要な学用品費、 給食費、修学旅行費等の費用の一部を 市が援助する制度です	教育委員会管理課学事係 北館4階40番窓口 電話:0797-38-2085 FAX:0797-38-2166
経済的に生活が お困りの方	経済的に生活がお困りの方は、 芦屋市社会福祉協議会へご相談ください	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会 芦屋市保健福祉センター1階 総合相談窓口 (呉川町14-9) 電話:0797-31-0681 FAX:0797-32-7529
死産された方	支援制度の利用が可能です。詳しくは担当 までご連絡ください。	こども家庭・保健センター こども家庭総合支援担当 (芦屋市呉川町14番9号) 電話:0797-31-0611 FAX:0797-31-0647

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
その他市役所以外で行う手続き(相続等)	遺言書	【検認・開封】 申立先は、 被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	
	相続放棄	相続放棄の申立 相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります 相続放棄には2種類があります ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。)	神戸地方裁判所 尼崎支部 (尼崎市水堂町 3-2-34) 電話:06-6438-3781
	生命保険等	【手続き】 死亡保険金の請求、入院給付金の請求、名義変更等	加入していた 生命保険会社又は代理店
	損害保険等	【必要なもの】 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なるため加入していた会社へお問い合わせください	

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要		受付窓口
その他市役所以外で行う手続き(相続等)	預貯金口座	口座解凍手続き、相続手続き ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本		各金融機関等
	株 式 等	・相続人の印鑑証明等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります		証券会社等
	普通自動車	自動車税に 関すること 及び 名義変更等 に关すること	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください	西宮県税事務所自動車税課 (西宮市櫛塚町2-28) 電話:0798-39-6113
			普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	神戸運輸管理部兵庫陸運部 (神戸市東灘区魚崎浜町34-2) 電話:050-5540-2066
			二輪 二輪の小型特殊自動車	神戸運輸管理部兵庫陸運部 (神戸市東灘区魚崎浜町34-2) 電話:050-5540-2066
	軽自動車等	名義変更 又は 廃車	三輪・四輪	軽自動車検査協会兵庫事務所 (神戸市東灘区御影本町1-5-5) 電話:050-3816-1847

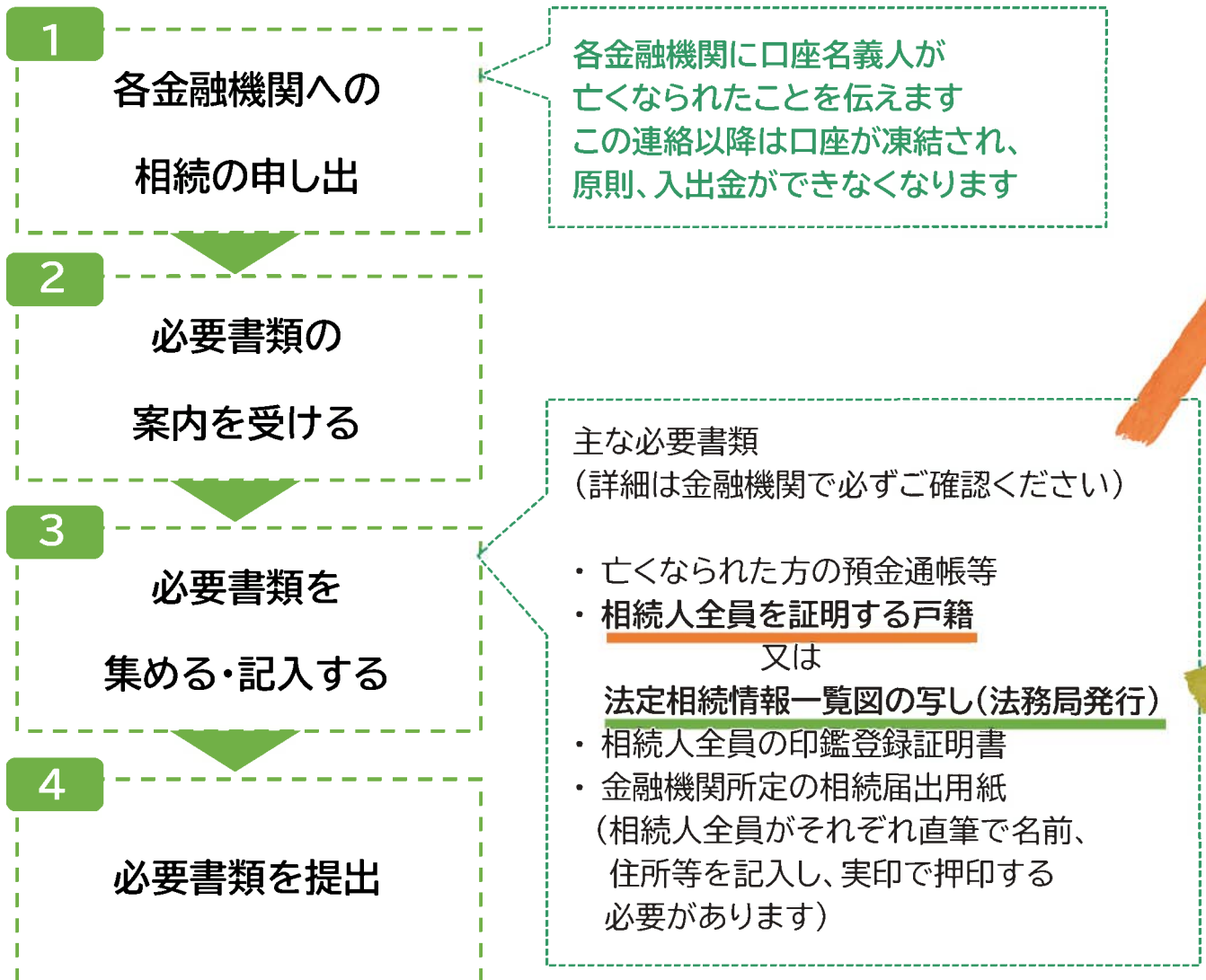
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要		区分
市役所以外で行う手続き	国税関係	相続税、所得税、消費税等の申告手続き	右記へお問い合わせください	芦屋税務署 (公光町6-2) 電話:0797-31-2131
	不動産登記関係	土地、家屋等の相続登記 ※R6.4.1より相続登記が義務化され、3年以内に手続きしない場合、過料(10万円以下)の対象になります。 <u>不動産を所有されている方が亡くなった場合には必ずお手続きください。</u>	右記へお問い合わせください	神戸地方法務局 東神戸出張所 (神戸市東灘区深江本町4-4-1) 電話:078-451-7955
	固定電話 (NTT 西日本)	契約承継又は解約 NTT 西日本の場合は、右記へお問い合わせください		NTT 西日本 局番なし116 携帯からは 0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外) 携帯電話 インターネット クレジットカード ケーブルテレビ 電気・ガス料金等	名義変更又は解約の手続きが必要です 各契約会社に連絡し、手続きを行ってください		各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約 NHK に連絡し、手続きを行ってください		NHK 神戸放送局 電話:078-252-5050
	運転免許証	返納手続き 右記にお問い合わせください		芦屋警察署 (公光町6-7) 電話:0797-23-0110
	パスポート	返納手続き 右記にお問い合わせください		兵庫県旅券事務所 本所 (神戸市中央区御幸 8-1-6 神戸国際会館 3 階) 電話:078-222-8700

相続手続き：金融機関での相続手続きの例

※詳細については各金融機関や法務局等にお問合せください。

※相続についてのご相談は、市民参画・協働推進課が実施する法律相談(無料・要予約)もご利用いただけます。[市民参画・協働推進課 電話:0797-38-5401]



自筆遺言書がある場合

家庭裁判所で検認を受ける必要があるため、遺言書を開封せずに、家庭裁判所へお申出ください

また、法務局に保管されている場合は法務局へお問い合わせください

公正証書遺言書がある場合

遺言書の内容によって、必要な書類が異なるため、各金融機関にお問い合わせください

相続人全員を証明する戸籍とは？

一般的には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍、改製原)謄本を集めたものです

出生から死亡までの戸籍を揃えることで、婚姻、子、養子縁組の有無等が分かる為、誰が法定相続人であるかを示すことができます

但し、ご遺族の状況によっては、集める戸籍の範囲が広がる場合があります

※亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍は、死亡届を受理した日より数日から2週間程度後に取得できるようになります

法定相続情報一覧図の写しとは？

法務局に必要な書類(亡くなられた方の除票、出生から死亡までの連続した戸籍、相続人の戸籍等、相続関係一覧図等)を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度を「法定相続情報証明制度」といいます

この制度を利用して発行されるものが「法定相続情報一覧図の写し」です
法定相続情報証明制度の手続きの詳細は、法務局へお問い合わせください

神戸地方法務局 東神戸出張所(神戸市東灘区深江本町4-4-1)
電話:078-451-7955

印鑑登録証明書とは？

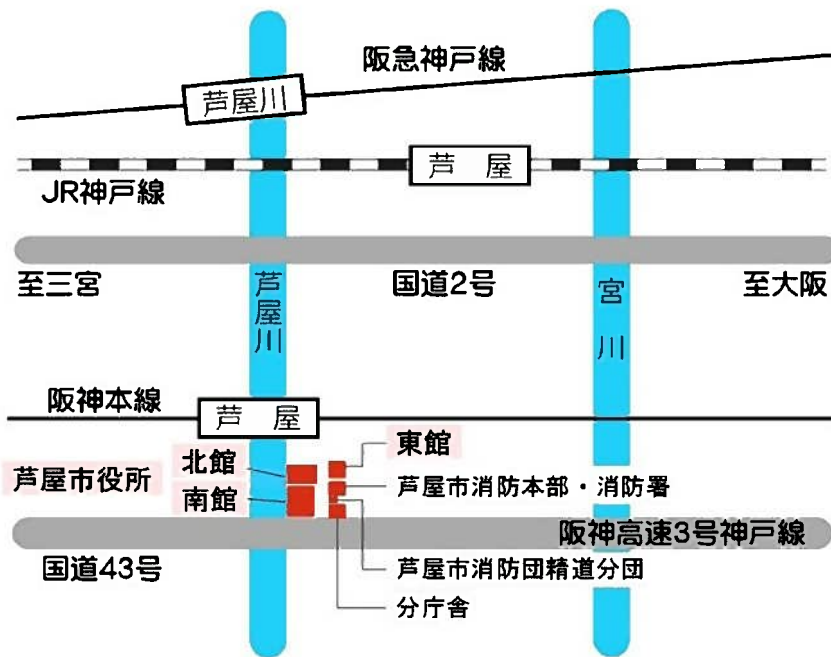
市役所に登録された印鑑(実印)であることを証明するものです
芦屋市に登録済みの方が、市役所の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録カードの提示が必ず必要です

未登録の場合やカードを紛失された場合は、登録申請が必要です



芦屋市役所窓口のごあんない

- 阪急芦屋川駅から** 徒歩: 芦屋川沿いに南へ 15 分
 バス: 5番のりばから乗車し「阪神芦屋」で下車
JR芦屋駅から 徒歩: 南西に 15 分
 バス: 4番のりばから「潮芦屋中央」または「涼風町」行き、
 5番のりばから「新浜町」または「芦屋浜営業所前」行きに乗車し「阪神芦屋」で下車
阪神芦屋駅から 徒歩: 南へ1分



4階	④⑩教育委員会管理課学事係 ④⑥教育委員会青少年育成課	1階	芦屋市住宅管理センター 上下水道部お客さまセンター 下水道課	
3階	環境課管理係 地域経済振興課 管理係		東館	
2階	③⑩課税課管理係 ③⑪課税課市民税係 ③⑫課税課固定資産税係			
1階	④市民課住民登録係 ⑥市民課マイナンバー担当 ⑦市民課国民年金担当			
北館		南館		

必要書類のごあんない

手続き		必要書類
健康保険（国民健康保険加入の方）	保険証及び各種認定証の返還 世帯主変更（該当の方） （P9）	・国民健康保険被保険者証 ・限度額適用認定証（お持ちの方のみ） ・限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ） ・特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
	相続人代表の届出（該当の方） （P9）	・死亡者との続柄がわかる書類（戸籍謄本等）（死亡者と同世帯の場合不要） ・相続人の①本人確認書類（写真付き1点か写真なし2点）②振込先口座のわかるもの
	葬祭費支給申請（P9）	・申請者（喪主）の本人確認書類（写真付き1点か写真なし2点） ・会葬礼状または葬儀費用の領収書（あて名欄に喪主の氏名が記載されているもの、かつ亡くなられた方の葬儀であることがわかる記載のあるもの） ・喪主の振込先口座のわかるもの
健康保険（後期高齢者医療制度加入の方）	保険証及び各種認定証の返還 （P9）	・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額適用認定証（お持ちの方のみ） ・限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ） ・特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
	相続人代表の届出（該当の方） （P9）	・死亡者との続柄がわかる書類（戸籍謄本等）（死亡者と同世帯の場合不要） ・相続人の①本人確認書類（写真付き1点か写真なし2点）②振込先口座のわかるもの
	葬祭費支給申請（P9）	・申請者及び喪主の本人確認書類（写真付き1点か写真なし2点） ・会葬礼状または葬儀費用の領収書（あて名欄に喪主の氏名が記載されているもの、かつ亡くなられた方の葬儀であることがわかる記載のあるもの） ・喪主の振込先口座のわかるもの

必要書類のごあんない

手続き		必要書類
介護	介護保険被保険者証等の返還 相続人代表届出 介護保険料の精算 (P9)	・届出人(相続代表者)の本人確認書類(別世帯の場合は続柄の分かる戸籍謄本等の書類) ・介護保険被保険者証 ・負担割合証(お持ちの方のみ) ・負担限度額認定証(お持ちの方のみ)
福祉医療	福祉医療の資格喪失 (P10・11)	・福祉医療費受給者証 ・口座確認書類(死亡後の還付がありかつ振込口座を死亡者のものから相続人のものに変更する場合のみ) ・戸籍謄本の写し(振込先口座を死亡者の世帯員以外の相続人に設定する場合のみ)

必要書類のごあんない

手続き		必要書類	
子ども	児童手当の手続き(P11)	受給事由消滅、減額改定の届出	必要書類なし
		未支払請求	対象児童の口座が分かるもの
		認定請求	・本人確認書類 ・申請者及び配偶者のマイナンバー確認書類(あれば) ・申請者の口座が分かるもの ・申請者の健康保険証 (国家公務員共済・地方公務員共済の場合のみ)
	児童扶養手当の手続き(P11)	受給資格喪失、減額改定の届出	必要書類なし
		未支払請求	本人確認書類、請求者及び児童等の戸籍謄本・マイナンバー確認書類(あれば)、対象児童の口座が分かるもの
		認定請求	請求者の口座が分かるもの等(個々の状況により必要書類は異なる)
	保育所等の手続き(P11)	・保育料減免申請書 ・亡くなったことを証明する書類(死亡診断書等) ・保育所(園)変更等願(届)	
	放課後児童クラブ届出内容の変更(P11)	・住所等変更届出書 ・放課後児童クラブ育成料減額・免除申請書(希望の方のみ) ・放課後児童クラブ育成料口座振替納付依頼書(該当の方のみ)	

必要書類のごあんない

手続き		必要書類
税	原動機付自転車(125cc以下)の廃止・変更(P12)	芦屋市のナンバープレート及び標識交付証明書(名義変更の場合は、所有者との続柄の分かる書類)
	市税の相続人代表者の届出(P12)	・相続人の本人確認書類 ・死亡者と相続人の関係性がわかる戸籍または法定相続情報一覧図の写し
市営住宅	ひとり暮らしの名義人が亡くなった場合の市営住宅等返還手続き(P13)	・相続人の本人確認書類 ・返還金振込口座のわかるもの
	名義人が亡くなり同居者がいる場合の市営住宅等返還手続きまたは承継手続き(P13)	・手続きする方の本人確認書類 ・(返還の場合、返還金振込口座のわかるもの)
	同居人が亡くなった場合の市営住宅等同居者異動届出手続き(P13)	・手続きする方の本人確認書類
墓地	使用者の承継届(P14)	・一般墓地使用許可書 ・被相続人及び相続人の戸籍謄本 ・印鑑登録証明書 ・同意書 ・手数料 300 円 ※亡くなられた方との続柄により必要書類が異なりますので、担当課へお問い合わせください

MEMO

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook or legal stationery. There are no margins, text, or other markings on the page.



大切な方を亡くされた方へ

大切な方を亡くされた悲しみはとても大きく、
これまでどおりの生活を送ることが
難しく感じられる方や、
おひとりで抱え込んでしまう方もおられます。

誰かに話すことで、
気持ちに変化が生まれるかもしれません。

保健師等がお話を伺いますので、
心にあるお気持ちを話してみませんか。



芦屋市の相談窓口

相談窓口	相談内容	相談時間・電話番号
芦屋市こども家庭・保健センター (芦屋市呉川町14-9)	保健師による相談	月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:30 電話 0797-31-1586
芦屋健康福祉事務所 (芦屋市公光町1-23)	保健師による相談	月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:30 電話 0797-32-0707
芦屋市役所南館地下1階 (芦屋市精道町7-6)	精神保健福祉士・公認心理師による こころの整理相談	第1水曜日 おひとり50分 午後1:00～4:00 要予約(下記電話より) 電話 0797-38-5401
芦屋市男女共同参画センター (芦屋市精道町8-20)	フェミニストカウンセラーによる女性の ための心の悩み相談	第1・3火曜日 第2・4金曜日 おひとり50分 午後1:00～4:00 要予約(下記電話より) 電話0797-38-2022

★ こころの体温計でこころの調子を測ってみませんか ★

眠れない、気分が落ち込む、身体の不調が続くといったことがある方へ、こころのストレス度・落ち込み度が「こころの体温計」でチェックできます。お悩みに対する相談先もご案内していますので、どうぞご利用ください。

<こちらのQRコードを読み取ってください。>

